

2021年2月3日
第116号



国労九州

〒812-0013 福岡市博多
多摩東3丁目9番3号
〒812-0013
092-483-1515
発 責 千々岩隆
編 責 水流 彰



12月分 高年齢雇用継続給付金支給へ！

国労要求前進！

2月1日会社から、12月25日に支給された嘱託再雇用者の一時金は、公的機関に提出する書類に月例賃金に含まず提出すると連絡が組合にありました。国労ニュース112号でも報告しましたが、国労はこの問題について、会社と交渉し、嘱託再雇用者の一時金について、月例賃金に入れると給付金が貰えなくなるので外すように強く要望していました。またハローワークにも相談に行き、会社が書類を提出する際に一時金と月例賃金を分けて提出すれば、臨時に支払われる賃金として、給付金の支払い対象になると思われる」との回答を得ていました。

しかし会社に説明しても、システム上の問題であるとか、生活給としての賃金として考え月例賃金に相当すると、聞き入れず、また書類を提出する前に相談してくれといっても全く対応しませんでした。提出書類が少し面倒になるだけで会社からの持ち出しも無く、不利益なこともないはずで何故そのような対

応するのか理解できませんでした。今回会社から連絡をうけ、何故そのようなになったのかと「聞く」と、会社として基本的には、考え方には変わりはないが、ハローワーク担当者との確認の中で一時金として取り扱った方がいいのではないかと「なった」との回答がありました。

結果的に国労が指摘した通りとなつて、要求は前進しましたが、最初から指摘した通りハローワークに相談していれば何も問題はなかったと思われます。今回は、あまりにも反響が大きくなつた為、会社も相談しなくてはならないように追い込まれたのではないのでしょうか。不平・不満が大きく出された結果のように思われます。理不尽な対応には声をあげていくことが大切です。



がん治療を幅広く
まとめて保障するがん保険

NEW!
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■専業代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)
「生きる」を創る。
Affac
アフラック
東京第二法人営業部
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658
P19437 AFソール-2020-0059-2007029 2/15/21

国労九州本部委員会開催！

○日時 2021年2月8日(月)
10時～ 労働講座
12時～15時 委員会

○場所 長崎ブリックホール
(浦上駅最寄 徒歩5分)

○参加 九州本部委員、地区本部代表、職協代表